## 第8号様式記載要領

- 1 この申告書は、平成22年9月30日以前に解散(合併による解散を除く。以下この記載要領において同じ。)をした法人がその清算中に事業年度が終了し、法人税の申告書に基づいて道府県民税の申告(地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(以下この記載要領において「平成22年旧地方税法」という。)第53条第5項の規定による申告)をする場合並びに当該事業年度の付加価値額、所得又は収入金額を解散をしていない法人の各事業年度の付加価値額、所得又は収入金額とみなして事業税を申告(平成22年旧地方税法第72条の29の規定による申告)する場合に使用すること。
- 2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通を提出すること。ただし、2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人は、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に対しては、写し (提出用の写し)1通を添付すること。
- 3 ※印の欄は、記載しないこと。
- 4 金額の単位区分(けた)のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。
- 5 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 6 道府県民税の「法人税法の規定によって計算した法人税額<1>」の欄は、法人税の申告書(別表 20(1) の「納付すべき人税額(10)」の欄の金額(同欄の金額が 100 円未満の端数を切り捨てた金額であるとき、又はその全額が 100 円未満であるためその全額を切り捨てたときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる前の金額)を記載し、括弧内には同表の土地譲渡利益金額に対する法人税額及び使途秘匿金の支出に対する法人税額(使途秘匿金の支出の額の 40%相当額)の合計額を記載すること。
- 7 事業税の所得金額総額<32>の欄は、法第72条の41の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第61条の規定の適用を受ける法人、同法第67条の14第1項の規定の適用を受ける法人又は同法第67条の15第1項の規定の適用を受ける法人にあっては第6号様式別表5の「所得金額再差引計<27>」の欄の金額を、その他の法人にあってはこの申告書の「所得金額差引計<61>」の欄の金額を記載すること。
- 8 事業税の「付加価値額総額<38>」の欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が第6号様式 別表5の2の「課税標準となる付加価値額<10>」の欄の金額を記載すること。
- 9 地方法人特別税の「所得割に係る地方法人特別税額<49>」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「計<36>」又は「軽減税率不適用法人の金額<37>」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「計<5>」又は「軽減税率不適用法人の金額又は清算所得金額<6>」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。
- 10 地方法人特別税の「収入割に係る地方法人特別税額<50>」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額<41>」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第6号様式別表14の「収入金額<8>」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。
- 11 「法第 15 条の 4 の徴収猶予を受けようとする税額 < 62>」の欄は、法第 15 条の 4 第 1 項の規定の適用を受けようとする場合において、第 1 号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。